

監督署の労災認定における 判断基準と請求実務③

～業務災害・通勤災害や業務上疾病の認定の考え方、
交通事故の労災請求をわかりやすく解説～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・(一社) 品川労働基準協会
渋谷労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会・(一社) 池袋労働基準協会

業務中(通勤途中)の災害で労災保険の請求を行ったあと、労働基準監督署がどのような調査を行い、どのような基準で業務災害(通勤災害)と判断するのかを知ることは、労務担当者には重要です。

また、業務上疾病の6割以上を占めている腰痛などの疾病が業務災害と判断される基準、交通事故についての労災保険と自賠責保険の関係を踏まえての請求実務について、元労災監察官が丁寧に説明いたします。

9月の同講習が満席となったため、同一内容で第3回を実施いたします。

1 日時 2019年10月9日(水) 14:00～16:30 (質疑応答含む)

2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)

3 講師 **高橋 健**氏(特定社会保険労務士、元労災監察官)

4 内容 業務災害・通勤災害の判断基準
労災補償の対象となる腰痛などの認定基準
交通事故での労災保険請求と自賠責保険



5 受講料 協会会員**4,000円** それ以外の方**6,000円**(資料代・税込)

6 定員 **34名**

7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から10月2日まで2週間ない場合は10月2日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱UFJ銀行 田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例 1009 OOカイシャ等)			

③受講の取消10月2日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は三田、品川、大田、渋谷労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。